

千葉県東葛テクノプラザ管理規則の一部改正（概要）

1 改正理由

行政手続等における押印見直し方針（令和3年3月8日付け行革第648号・政法第1410号）に基づき押印廃止等を行う。

2 改正概要

- (1) 別記第一号様式中「㊟」を削り、同様式の注を削る。
- (2) 別記第三号様式中「㊟」を削り、同様式の注を削る。
- (3) 別記第五号様式中「㊟」を削り、同様式の注を削る。
- (4) 別記第七号様式中「㊟」を削り、同様式の注2を削り、同様式の注1を同様式の注とする。
- (5) 別記第九号様式中「㊟」を削り、同様式の注2を削り、同様式の注1を同様式の注とする。
- (6) 別記第十号様式中「㊟」を削り、同様式の注を削る。
- (7) 別記第十二号様式中「㊟」を削り、同様式の注を削る。

3 施行期日

令和3年10月1日